

# 青森県報

第千百一号

令和八年  
八月七日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 告 示

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正……………(人事課) ……一

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正……………(同) ……二

### 出 先 機 関

○土地改良区の定款変更の認可……………(三八農林水産事務所) ……二

○右……………(西北農林水産事務所) ……三

○右……………(上北農林水産事務所) ……三

○右……………(同) ……三

### 公 安 委 員 会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……三

## 規

## 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### 青森県規則第三十八号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七條の四中「三十一万五千元」を「三十三万円」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第七條の四の規定は、令和八年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七條の四又は附則第二項の規定による金額により支給されたもの(その額が六十六万円未満であるものに限る。)の支払は、改正後の規則第七條の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

## 告

## 示

### 青森県告示第四百三十七号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員

の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

令和八年八月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

表を次のように改める。

| 年 齢 階 層     | 最低限度額  | 最高限度額   |
|-------------|--------|---------|
| 二十歳未満       | 五、七九九円 | 一四、五九七円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 六、二六〇円 | 一四、五九七円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、八七四円 | 一六、一九一円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 七、一五七円 | 一九、六一〇円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 七、五三四円 | 二二、四九九円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、六九七円 | 二四、〇八四円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 八、〇〇七円 | 二六、二三八円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 七、八二一円 | 二六、八六八円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 七、五三六円 | 二七、九四九円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 六、四五〇円 | 二三、二三七円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 四、四〇〇円 | 一七、七五五円 |
| 七十歳以上       | 四、四〇〇円 | 一四、五九七円 |

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、令和八年四月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第四百三十八号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和八年八月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

表常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七千九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を令和八年七月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年八月七日

青森県三八農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を令和八年七月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年八月七日

青森県西北農林水産事務所長 舘 山 元 春

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を令和八年七月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年八月七日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第六号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

| 青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを削る。                           |                                                                                                                                                                                                                                  |
| 改 正 後                                                                                                                                                                                   | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                            |
| （申請用写真添付の省略）<br>第二十七条の五 施行規則第二十一条第六項、第二十一条の二第三項、第二十一条の九第三項、第二十九条第三項（第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十条の七第四項、第三十条の八第二項及び第三十条の十一第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又はむつ警察署長を経由して申請又は申出を行う場合とする。 | （申請用写真添付の省略）<br>第二十七条の五 施行規則第二十一条第六項、第二十九条第三項（第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条の七第四項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又はむつ警察署長を経由して申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、亡失、滅失、汚損若しくは破損により本人確認ができる運転免許証を提示できない場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。 |
| 2   施行規則第三十条の八第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又はむつ警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者の運転免許が失効した場合及び申請による運転免許の取消しと異なる日に申請する場合は、この限りでない                                                     |                                                                                                                                                                                                                                  |

|                    |                                                                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「項を削る。」            |                                                                                                                                       |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 3 施行規則第三十条の十一第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又はむつ警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が、亡失、滅失、汚損又は破損により本人確認ができる運転経歴証明書を提示できない場合は、この限りでない。 |

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

|                                              |                                 |
|----------------------------------------------|---------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>号<br>青 森 県       |                                 |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目一番七<br>号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付二十四円九十五銭 |